

福祉・介護職員処遇改善実績報告書(平成30年度)

東京都知事 殿

【重要】必要に応じて、ドロップダウンリストから「東京都知事」又は「八王子市長」に変更してください。

原則として処遇改善計画書(1)⑦に記載した「賃金改善実施期間」を記入してください。
※実際の賃金改善実施期間が計画と異なる場合は、実際の期間をご記入ください。
記載する期間は平成30年4月～令和元年6月のうち連続する12か月間
(年度当初から届出の場合)となります。
適宜、平成を令和に変更ください。
前年度の実施期間と重複しないようご注意ください。

該当する加算区分に○を付けてください。

①	算定した加算の区分	・福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ Ⅱ Ⅲ Ⅳ Ⅴ) ・福祉・介護職員処遇改善特別加算
②	加算による賃金改善実施期間	平成 30 年 6 月 ~ 令和 元 年 5 月
③	平成 30 年度分福祉・介護職員処遇改善(特別)加算総額	1,918,574 円
	賃金改善所要額(i-ii)	2,400,000 円
④ i	加算の算定により賃金改善を行った賃金の総額	16,020,000 円
ii	加算を算定しない場合(元々の賃金水準)の賃金の総額	13,620,000 円

③=④は不可。④>③であること。
(賃金改善所要額は、加算総額を上回ること)

*「i」を入力すると自動的に表示されますので、数字を確認して下さい。

加算(Ⅰ)の上乗せ相当分を用いて計算する場合 ※③④(i、ii)を記入した場合は⑤⑥(iii、iv)の記入は任意です。

⑤	平成30年度分福祉・介護職員処遇改善(特別)加算総額 (加算(Ⅰ)による算定額から加算(Ⅱ)による算定額を差し引いた額)	円
	賃金改善所要額(Ⅲ-Ⅳ)	円
⑥ iii	加算(Ⅰ)の算定により賃金改善を行った賃金の総額	円
iv	初めて加算(Ⅰ)を取得した月の前年度の賃金の総額	円

記載は任意です。

※ ④又は⑥については、法定福利費等の賃金改善に伴う増加分も含むことができる。
※ ④>③又は⑥>⑤でなければならない。

○【⑤及び⑥】の記載は任意です。
○加算(Ⅰ)の上乗せ相当分を用いて計算する場合は、【⑤及び⑥】に記載いただいても結構ですが、積算資料には④に当たる金額を記載する必要があります。
○③は様式5(添付書類1)の「合計額」と一致するようにして下さい。
他道府県分も併せて実績報告をする場合は、様式5(添付書類3)の「処遇改善加算額」の「全国計」の額と一致するようにして下さい。

※ 虚偽の報告や、福祉・介護職員処遇改善加算の請求に関して不正を行った場合には、支払われた介護給付費等の返還を求められることや障害福祉事業者の指定が取り消される場合があるので、留意すること。

*「【必須】基本情報」を入力すると自動的に表示されますので、確認して下さい。

上記について相違ないことを証明いたします。

令和 元 年 7 月 9 日

(法人名) 特定非営利活動法人△△会
(代表者名) 理事長 東京 次郎

法人の代表者印
印

法人名	特定非営利活動法人△△会
-----	--------------

改善額ではなく、「加算総額のお知らせ」のサービスごとの合計額を記入してください。

[illegible]

※ 記載欄が不足する場合には、本紙をコピーのうえ記入し、右下の総ページ数及びページ数を入力すること。

福祉・介護職員処遇改善実績報告書(報告対象都道府県内区市町村一覧表)(再掲)

法人名	特定非営利活動法人△△会
-----	--------------

都道府県名:東京都

[illegible]

福祉・介護職員処遇改善実績報告書(他道府県状況一覧表)

法人名		特定非営利活動法人△△会
都道府県	福祉・介護職員処遇改善(特別)加算額	賃金改善所要額
北海道	円	円
青森県	円	円
岩手県		円
宮城県		円
秋田県		円
山形県		円
福島県		円
茨城県		円
栃木県	円	円
群馬県	円	円
埼玉県	円	円
千葉県	円	円
東京都	円	円
神奈川県	円	円
新潟県	円	円
富山県	円	円
石川県	円	円
福井県	円	円
山梨県	円	円
長野県	円	円
岐阜県	円	円
静岡県	円	円
愛知県	円	円
三重県	円	円
滋賀県	円	円
京都府	円	円
大阪府	円	円
兵庫県	円	円
奈良県	円	円
和歌山県	円	円
鳥取県	円	円
島根県	円	円
岡山県	円	円
広島県	円	円
山口県	円	円
徳島県	円	円
香川県	円	円
愛媛県	円	円
高知県	円	円
福岡県	円	円
佐賀県	円	円
長崎県	円	円
熊本県	円	円
大分県	円	円
宮崎県	円	円
鹿児島県	円	円
沖縄県	円	円
全国計	0 円	0 円

複数の都道府県に対象となる事業所がある場合に提出
 ※他道府県に事業所を有していても、都内事業所と加算金を相互に充当していない場合は提出不要

様式5③又は⑤欄の額と一致させてください。

様式5の④又は⑥欄の額と一致させてください。

※全国計の金額は「福祉・介護職員処遇改善(特別)加算額」<「賃金改善所要額」となるようご注意ください。

平成30年度福祉・介護職員処遇改善実績報告書 賃金改善額積算資料

福祉・介護職員処遇改善実績報告書(平成30年度)の②の期間において実施した賃金改善の概要

※直接処遇職員のみが対象となります。

対象職種 : 下のチェックボックスに ☐ を入れて下さい。

- | | | | |
|---|----------------------------------|--------------------------------|---|
| ☒ ホームヘルパー | ☐ 生活支援員 | ☐ 世話人 | |
| ☐ 児童指導員 | ☐ 指導員 | ☐ 保育士 | ☐ 障害福祉サービス経験者
※注1 |
| ☐ 職業指導員 | ☐ 地域移行支援員 | ☐ 就労支援員 | ☒ 訪問支援員 |

(その他:)

注1 障害福祉サービス経験者とは、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号)に規定する、学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通所の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事した者をいう。

改善した給与項目	内容	金額
基本給	非常勤3人の時給を1時間100円増額した。	320,000 円
手当 ※内容に手当名を具体的に記載ください。	20人に毎月処遇改善手当を1,000円支給した。	240,000 円
賞与(一時金)	20人に夏の賞与(平成30年7月)を80,000円ずつ支給した。	1,600,000 円
法定福利費	処遇改善を行った結果、増額となった法定福利費法人負担分に充当した。	240,000 円
⇒ 福祉・介護職員処遇改善実績報告書 (平成30年度)の④に反映されます。		総額 2,400,000 円

※様式の列・行の幅は、適宜、ご調整いただいて結構です。